

諮問第 123 号

景観審議会

景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）第 20 条の 4 第 4 項及び第 20 条の 5 第 3 項において準用する同条例第 8 条第 6 項の規定により、別添のとおり佐用町平福地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について諮問します。

令和 5 年 12 月 27 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 景観形成重点区域の指定

佐用町平福地区は、佐用川沿いの川座敷や土蔵群の景観と播州系と作州系それぞれの特徴を持った町家が混在する景観が特徴であり、歴史的な町並み景観が残されていることから「歴史的景観形成地区」として指定した。

景観形成地区内において、天神橋周辺は野面積みの石垣が残り、伝統的な土蔵と川座敷の連なる町並みとなっていることから、特に景観の形成を図る区域（景観形成重点区域）として保存・継承していく必要がある。

また、天神橋上からは、野面積みの石垣の上に、県景観形成重要建造物でもある「瓜生原二郎家住宅」、「瓜生原恒男家住宅」、「前川家住宅」が連続して建ち並び、佐用川の川面に映る川座敷や土蔵群を展望することができる。このため、当該地点を同区域の優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）として、そこから見える建築物等の景観を維持し、次世代へ継承していくことを目指す。

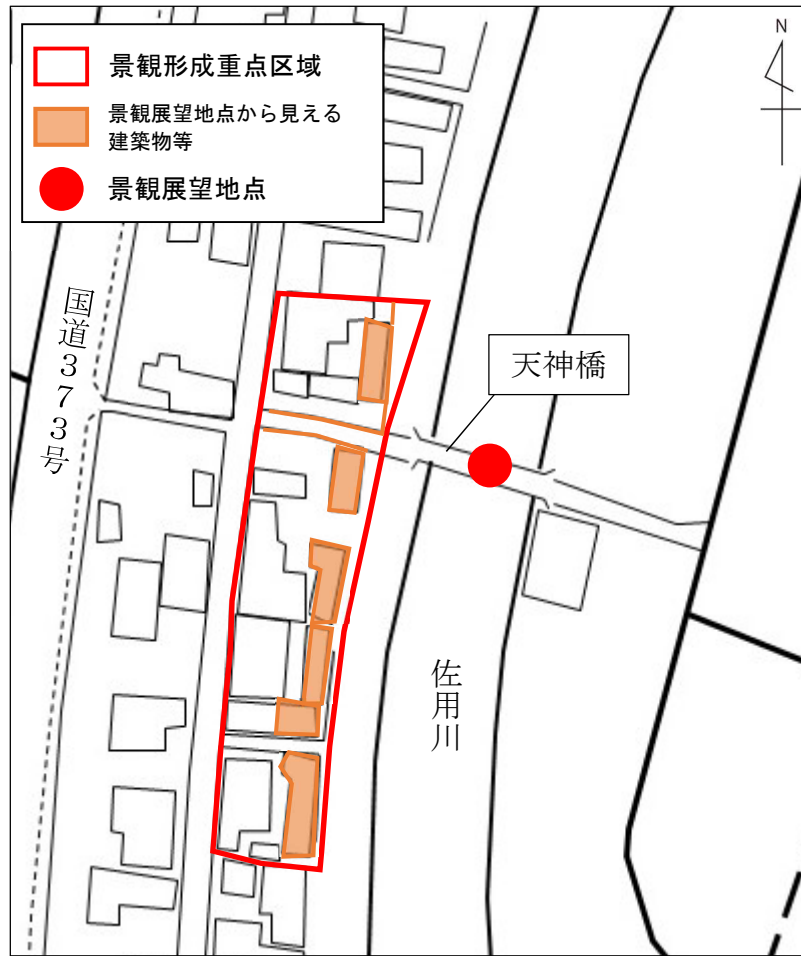
（1）景観形成重点区域の名称

佐用町平福地区

（2）景観形成重点区域に指定する土地の区域

佐用町平福の一部で、佐用町平福地区景観形成重点区域図表示のとおり

佐用町平福地区景観形成重点区域図



(参考) 佐用町平福地区歴史的景観形成地区区域図

